

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、透明かつ公正な経営体制の下で事業活動を行い、企業価値を増大させるため、以下の考え方に基づき取組みを行っております。

1. ステークホルダーについて

当社の事業活動は、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーに支えられております。今後とも、企業の社会的責任を重視し、ステークホルダーの利益と満足度を追求することにより、広く社会から信頼を得られるよう努めてまいります。

2. 会社の機関設計について

当社は取締役会設置会社であり、株主の信任による経営体制を構築するとともに、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名が社外監査役であり、月1回以上開催される取締役会のほか重要な会議に出席しており、取締役会の意思決定と取締役の業務執行を監査し、経営の透明性と適法性を確保しております。

3. 当社グループのコーポレート・ガバナンスについて

当社はグループ各社の業務執行状況に関する情報が速やかに当社の経営企画室に報告される体制を構築するとともに、各社の内部監査部門間の情報交換を密に行い、経営の透明性・適法性の確保に努めております。また、定期的に関係会社連絡会およびグループ社長会を開催し、各社の業績や経営体制を報告し合うことにより、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

4. その他

当社は「企業行動基本方針」および「行動指針」を定め、経営者ならびに従業員各人のコンプライアンス意識を高めることにより、総合的なコーポレート・ガバナンスの充実を図るよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,974,000	9.50
三菱マテリアル株式会社	8,216,998	7.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,480,000	5.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,967,500	3.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,635,962	3.46
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー アイリツシュ クライアント	3,203,000	3.05
日本生命保険相互会社	2,988,137	2.85
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	2,612,800	2.49
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,265,000	2.16
メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1,607,400	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、大阪 第一部

決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社の堺商事株式会社は、大阪証券取引所第二部に上場しておりますが、当社は、同社の自主責任経営を尊重し、必要に応じた側面からの支援を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に当期の監査計画の説明を受け、期中においては定期的に情報交換を実施するとともに、期末には詳細な監査実施説明を受けるなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。
監査役と内部監査部門である監査室は、年1回双方の当期の監査体制および監査計画を説明しており、毎月それぞれの実施した監査の状況に関する報告会を開催しております。また、日常的な監査業務についても情報交換を密に行うなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
木村 豊伸	他の会社の出身者										
山本 善朗	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
木村 豊伸	○	現在の主要取引銀行である三菱UFJ信託銀行に過去勤務しておりましたが、退職後6年以上を経過しております。	財務、会計、監査などについて豊富な業務経験を有しており、また人格面においても、当社の業務執行の適法性を厳正に監査するに相応しいと期待されるため。 <独立役員指定理由> 当社は複数の金融機関と取引がありますが、同社に対する借入の総資産に占める比率は約2.4%(平成25年3月末時点)と依存度は高くありません。加えて、同社の当社に対する持株比率も3.78%(平成25年3月末時点)であります。よって、同社の当社に対する影響度は特に高いものではありません。以上のことから、木村氏の独立性に問題なく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
山本 善朗	○	現在の主要取引銀行である株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)に過去勤務しておりましたが、退職後10年以上を経過しております。	財務、会計、法務、監査などについて豊富な業務経験を有しており、また人格面においても、当社の業務執行の適法性を厳正に監査するに相応しいと期待されるため。 <独立役員指定理由> 当社は複数の金融機関と取引がありますが、同行に対する借入の総資産に占める比率は約2.2%(平成25年3月末時点)と依存度は高くありません。加えて、同行の当社に対する持株比率も3.46%(平成25年3月末時点)であります。よって、同行の当社に対する影響度は特に高いものではありません。以上のことから、山本氏の独立性に問題なく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプションについては、現在検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、取締役(社外取締役なし)11名に支払った報酬は合計204百万円であります(平成24年6月28日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含む)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額報酬については、株主総会で決議された報酬限度額内で、取締役会において、会社業績、各取締役の役位、業務執行状況等を勘案し、各取締役の支給額を決定しております。
賞与については、当該事業年度の会社業績を勘案し、株主総会において支給総額の承認決議を得たうえ、取締役会で各取締役の支給額を決定しております。
また、退任取締役の退職慰労金は、その都度株主総会において、当社の定める一定基準に基づく相当額の範囲内で贈呈すること、具体的金額、贈呈時期、方法等は取締役会に一任願うことにつき承認決議を得たうえ、取締役会において内規に基づき支給額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、月1回以上開催する取締役会のほか重要な会議に出席しております。また、経営審議会議事録のほか、稟議書や重要開示書類を速やかに回覧し、業務執行状況を迅速かつ適正に監査できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社では、取締役9名で構成される取締役会を、監査役同席のうえ、月1回以上開催し、経営の基本方針や法令または定款に定めるもののほか、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。
 - また、経営意思決定の迅速化とプロセスの透明性を確保するため、重要な経営計画や案件については、社長以下の役付取締役をメンバーとする経営審議会を設定し、議案を審議しております。なお、経営審議会の議事録は速やかに監査役にも回覧しております。
 - ・監査につきましては、常勤監査役2名(社外監査役)、非常勤監査役1名の3名で構成される監査役会を2か月に1回以上開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査基準および当該年度の監査方針・計画に従い、各事業部・研究所・事業所への往査を実施するほか、社内の重要な会議への出席、代表取締役との定期会合、会計監査人・内部監査部門とのミーティングを適宜行うこと等により、取締役の業務執行状況を把握・監査する体制をとっております。また、子会社への往査、子会社監査役からの状況聴取、その他重要な会議への出席等により、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めております。
 - ・内部監査につきましては、部門として社長直属の監査室を設置し、3名の人員を配置しております。監査は、監査計画を策定のうえ実施しており、その結果等は、定期的かつ必要に応じて随時、代表取締役社長に報告しております。
 - ・会計監査につきましては、大阪監査法人に委嘱しており、適正なチェック機能が働くよう、十分な時間をかけて監査されております。
- (1)業務を監査した公認会計士の氏名
代表社員 業務執行社員 道幸 静児
代表社員 業務執行社員 堀 亮三
代表社員 業務執行社員 坂東 和宏
- (2)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名 その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の選任および登記はしていませんが、社外取締役要件を備える非常勤取締役がおり、社外からの客観的な助言を得る等、経営に反映できる体制としております。
なお、監査役3名のうち常勤監査役2名を社外監査役とし、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。
現在の体制において、コーポレート・ガバナンス上大きな問題があるとは考えていませんが、今後ともコーポレート・ガバナンス強化の方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成25年6月27日開催の第118回定時株主総会に係る招集通知については、株主総会当日の24日前である平成25年6月3日に発送いたしました。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。また、株主総会当日においてもスライドを用いて図表やグラフを映し出す等、分かりやすい説明を行うよう努めております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、社長等を説明者として決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、定時株主総会招集通知、(株主宛)決算のご報告、有価証券報告書等を当社ホームページ(http://www.sakai-hem.co.jp/)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動基本方針」「(経営者および従業員の)行動指針」を制定するとともに、これの周知徹底を図り、ステークホルダーを尊重する企業精神の涵養に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動における環境負荷物質排出量の削減をはじめ、地域住民との交流にも積極的に取り組み、「環境・社会報告書」を発行して事業年度内の活動内容を情報発信しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」および「行動指針」ならびに法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制を定めた「内部公益通報者保護規程」を周知徹底しております。
(2) 反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。
(3) ワーコンプライアンスに関連する事態が発生した場合、総務担当取締役は、その内容・対処案を代表取締役、取締役会、監査役に報告することとしております。
2. 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
取締役の職務執行にかかる情報・文書の取扱いは、社内標準(各種規程およびそれに関する業務マニュアル等)に従い適切な保存・管理(廃棄を含む)を実施し、常時閲覧可能にするとともに、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図っております。リスク管理委員会は、当該システムの適切な運用を推進するとともに、リスク管理にかかる重要事項を審議しております。
(2) 大規模災害により会社に著しい損害が発生した場合に備えた「事業継続管理システム(BCMS)規程」に基づき、事業中断を最小限にとどめ、企業としての社会的責任を遂行します。
(3) 企業活動を円滑にし、損失の危険を発見するために、各部署は社内標準の整備を行っております。
(4) 代表取締役社長が直接管掌する監査室は、定期的に業務監査の実施項目および方法を検証し、必要があれば見直しを行っております。
(5) 監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行違反が発見された場合、当該危険の内容、それがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告することとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営計画等のマネジメントについて、経営企画室は経営理念を機軸に中期経営計画等を策定しております。これに基づき、事業推進室および本社各部署は各業務執行ラインの目標達成に向けて支援活動を行うとともに、経営審議会が経営目標の進捗状況ならびに計画の見直し等につき定期的に検査を行っております。
(2) 各取締役は、重要な業務執行について、取締役会規則による決議事項およびその付議基準に基づき、すべて取締役会に付議しております。
(3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程および業務分掌規程等に基づき、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社は、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を達成するため、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、社内体制の充実に努めております。
(2) 代表取締役社長は、内部統制が有効に機能する体制を構築し、誠実に運用させ、適正な会計処理に基づいた財務報告を行っております。
(3) 代表取締役社長は、監査室に定期的かつ継続的に有効性を評価させております。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 経営企画室は、子会社の支援・調整を行うとともに、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、直ちに当社取締役会に報告することとしております。
(2) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理の発生を防止するため、経営企画室および監査室は、子会社の内部監査部門またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行っております。
7. 監査役職務を補助すべき使用人と取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役からその職務を補助すべき使用人(以下、監査役付スタッフ)を求められた場合は、監査役の意見を聴取し、これを任命します。
(2) 監査役付スタッフは、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役、監査室長等の指示命令を受けません。また、その評価については人事担当取締役が監査役から意見を聴取して行います。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行います。
(2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りです。
 - イ) 経営審議会で決議された事項
 - ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ) 重大な法令・定款違反
 - ニ) 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ホ) 子会社に対する業務監査の状況
 - ヘ) 重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ト) 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - チ) 内部通報制度の運用状況および通報内容
 - リ) 稟議書および監査役から要求された会議議事録
 - ヌ) その他コンプライアンス上重要な事項
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報について

取締役会における担当取締役の説明を経て審議し、その結果、決議した場合、開示することといたしております。

2. 発生事実に関する情報について

担当部署における事実調査を経て、総務担当取締役および総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することといたしております。

3. 決算に関する情報について

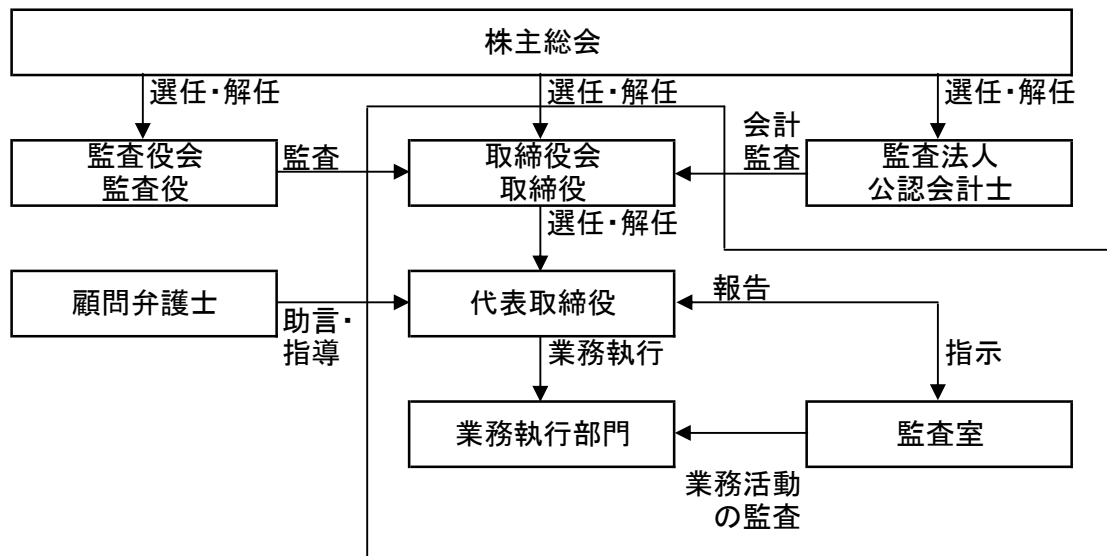
経理部が原案を作成し、取締役会において経理担当取締役が説明のうえ、決議し、開示することといたしております。

4. 子会社に関する情報について

子会社から当社取締役のほか、経営企画室、総務部または経理部等に事実報告があった場合、総務担当取締役および総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することといたしております。

なお、以上の情報は、総務部長において管理し、証券取引所、報道機関等に開示するほか、当社ホームページにも掲載しております。また社内規則により、自社株の売買については事前に総務部長に届け出ることとなっており、何らかの情報開示の予定がある場合は、売買を禁止することといたしております。

【堺化学の会社機関および内部統制システム概略図】



【堺化学グループのコーポレートガバナンス概略図】

